

奄美市森林整備計画

計画期間

自：令和 4 年 4 月 1 日

至：令和 1 4 年 3 月 3 1 日



住用川中流の広葉樹林

鹿児島県

奄美市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 天然広葉樹林の標準的な施業方法
- 4 天然広葉樹林における作業種別の標準的な方法
- 5 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、奄美大島本島北部から中心部に位置し、南西部は金作原原生林をはじめとする山地に囲まれており、北部は海岸線が多く、東シナ海・太平洋に面している。

森林面積は 24,171ha で、総面積 30,833ha の 78.4% を占めており、そのうち国有林が 3,032ha で 9.8%、民有林が 21,139ha で 68.6% となっている。

また、民有林の 92.2% がイタジイやイジュ等を主体とした天然林であり、人工林率は 5.3% となっており、なかでもスギ・ヒノキの占める割合は極めて低い。

これらの森林は、地域の林業生産活動が行われている経済林としてのみならず、水源涵養等として重要な役割を果たしている。

しかし、木材価格及び需要の低迷、林業採算性の悪化などにより、森林施業への意欲が減退してきており、森林の有する多面的な機能の発揮の低下が懸念されている。

そのような中、森林には二酸化炭素の吸収をはじめとする地球温暖化防止機能や国土の保全、水源の涵養等の機能を発揮していくことが求められている。

そのため、公益的機能の発揮のために適切に森林整備を推進していくとともに、森林施業の集約化、共同化の推進、林業架線技術の向上などによる低コスト化により、林業採算性の向上を図る必要がある。

一方、奄美群島を含む「琉球諸島」は世界自然遺産となっており、特に金作原や神屋周辺の原生的な自然林が残っている区域については、保全の対象となる固有種や希少種など貴重な動植物の宝庫となっていることから、森林資源の利用に当たっては自然環境への配慮が求められている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林は、水源の涵養や山地災害の防止、田畑や住宅を守るための気象災害の防止や生物多様性の保全等の多面的機能を有しており、住民の生活及び経済活動に大きく貢献している。このような機能を持続的に発揮していくためには、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源を維持増進する必要がある。

これら森林の多面的機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、下記のとおりである。

ア 水源涵養機能



下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能



下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能



樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能



身近な自然や自然とふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種からなり，住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって，必要に応じ保健活動に適した施設が整備されている森林

オ 木材等生産機能



林木の生育に適した土壌を有し，木材として利用する上で良好な樹木により構成され，成長量が高い森林であって，林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては，「鹿児島県森林・林業振興基本計画（平成31年）」及び「奄美大島地域森林計画書（令和4年）」を参考に森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため，各機能の充実と機能間の調整を図りつつ，適正な森林施業を適宜に実施し，健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

また，当市では古くから様々なかたちで森林が利用されており，昭和30年代は天然性広葉樹林の高い再生力を基礎とした皆伐による森林施業が広く行われてきた。そのような状況の中でも多くの希少種が維持されており，近年，その希少性が高く評価されていることから，森林生態系の適切な管理という観点から希少種の生息環境への配慮が重要となっている。

なお，各機能に応じた森林施業の推進方策は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給や確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するとともに、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

災害に強い土壌を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図る。

エ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件及び市民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健のための保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

オ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

奄美大島流域森林・林業活性化協議会を通じて、県、奄美市、林業事業体、森林所有者及び森林管理署等が連携し、森林施業の共同化や林業担い手の育成・確保など、長期的展望に立った林業諸政策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

なお、持続可能な森林経営を推進するため、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者等について、森林の施業や経営の委託に関する情報提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業事業体等へ施業の長期委託

を進める。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均年成長が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能の発揮、平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、下表の標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での伐採を促すものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

樹 種	リュウキュウマツ	スギ	その他針葉樹	その他広葉樹
標準伐期齢	30年	35年	40年	30年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新¹⁾を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

1) 更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること。

皆伐：主伐のうち、択伐以外のもの。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性、下流域の人家等も考慮して、1箇所当たりの伐採面積は10ha以下とすることが望ましい。

また、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとし、伐採対象木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

併せて、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図ることとする。また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けるものとする。

択伐：主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適正な択伐率によることとする。



皆伐の状況



択伐の状況

3 その他必要な事項

伐採を進めるに当たっては、以下のア〜クに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木については、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新に配慮する。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、奄美群島国立公園の風致景観の維持、及び溪流周辺や希少野生動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。
- オ 生物多様性保全上重要な役割を担う奄美群島国定公園及び希少野生動植物の生息地等周辺での施業については、特に配慮する。
- カ 立木の伐採に当たっては、事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うものとする。
- キ 赤土流出の恐れがある場合は、土嚢を設置するなど必要な対策を講じるものとする。
- ク 上記ア〜キに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものと

するとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽等を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の主要樹種は郷土樹種及び適地適木を基本とし、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、造林種苗の需要動向や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は奄美市担当部局等と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

【人工造林の対象樹種】

人工造林の 対象樹種	タブノキ, シャリンバイ, イジュ, その他有用樹種
---------------	----------------------------



タブノキ



シャリンバイ

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は奄美市担当部局等との相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹 種	仕立て方法	標準的な植栽本数(本/ha)
タブノキ, シャリンバイ 等	疎仕立て	2,000
	密仕立て	6,000

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	雑草木の地被物を全面的に刈り払い、刈り取った地被物は植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。
植えつけの方法	優良苗を使用し、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。
植栽の時期	早春の樹木が成長を始める前を基準とし、気象や苗木の生理的条件を重視し決定する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新を図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木となりうる樹種を対象とし、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	シイ, カシ類, ハマセンダン, ウラジロエノキ, オオバキ等
萌芽による更新が可能な樹種	イジュ, シャリンバイ, イタジイ, タブノキ, イスノキ, エゴノキ, モッコク, ウラジログシ, アマミアラカシ, その他有用広葉樹



イタジイ



モッコク



ウラジロガシ



イジュ



アマミアラカシ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数は下表のとおりとする。

樹 種	期待成立本数(注1)	天然更新すべき立木の本数(注2)
2(1)の対象樹種	6,000本/ha	2,000本/ha

注1：植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地での天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の5年生時点での期待される成立本数

注2：天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度¹⁾3以上となる本数

1) 立木度：現在の林分の立木の本数(本/ha)を、当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数(本/ha)で除して10を乗じた数字

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条処理を行う。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払う。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込む。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新が未了と判断された場合は、速やかに植栽や追加的な更新補助作業を行い、適確な更新を図る。また、天然更新完了の判断基準については、「鹿児島県天然更新完了基準」（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

なお、保安林等の制限林については、その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) 植栽によらない的確な更新が困難な森林に関する基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、IVの1の保険機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるのは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在。

森林の区域	該当なし
-------	------

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地での植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を6,000本とする。

また、対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

造林に当たっては、次の事項に留意し、森林施業を行うとともに、造林の推進に努めるものとする。

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地ごしらえを行う場合は、刈り払いの方向や枝条等の置き場に十分留意する。

イ 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図る。

ウ ウサギ等による食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたり、嗜好性の低い樹種を検討する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」（林務水産部 平成18年11月）」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及

び間伐率等を定め行うものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成 18 年 11 月）」より一定の条件で算出したものを目安として下表のとおり示す。

樹種	区 分	間 伐 時 期				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	初回:曲がり木, 被圧木, 被害木等を伐採する。 2回目以降:残存木の均質化, 配置に重点を置く。
	樹高(m)	10	13	16	20	
	本数間伐率(%)	27	28	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,080	789	

2 保育の種類別の標準的な方法

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植栽の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め実施する。

【保育の作業種別の標準的な方法】

【保育の作業種別の標準的な方法】						
保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法
		1～5	6～10	11～15	16～20	
下刈り	スギ	年 1 回				下記のとおり
つる切り			2 回			
除伐			1～2 回			
枝打ち			1 回（優良材生産のみ）			

【標準的な方法】

区 分	標 準 的 な 方 法
下刈り	下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の 1.5 倍以上になるまで実施する。通常年 1 回、4～10 月頃実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に 2 年目、3 年目）には、2 回刈りを行う。
つる切り	つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に 2 回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる 6～7 月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

除伐	除伐は、下刈り終了後の林冠がうつ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成してもよい。 除伐は、10～15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。 1回目：樹幹が閉鎖し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去 2回目：1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、 収穫予定木以外の主林木の一部を除去
枝打ち	枝打は、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、樹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。 実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないように適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行うものとする。なお、詳細については、「枝打ち技術指針」（昭和56年3月鹿児島県林務部作成）を参照するものとする。

3 天然広葉樹林の標準的な施業方法

天然広葉樹林の施業方法については、「育成複層林改良の手引き」（大島支庁林務水産課 平成26年1月）を目安として下表のとおりとする。

なお、奄美大島においては、風衝地等の気象的影響を受ける箇所があることから、一概に下記のとおりと言えないため、これらを勘案し、林分を構成する樹種の度合い等により適切な基準を設定すること。

【天然広葉樹林の基準本数等の目安】

上層木平均 樹高 (m)	上層木平均胸高 直径 (cm)	基準本数 (本/ha)	立木間の平均 距離 (m)
8	10	6,900	1.2
10	15	4,400	1.5
11	18	3,700	1.7
12	22	3,100	1.8
14	28	2,300	2.1

注) 「基準本数 (本/ha)」は、施業後の本数である。

【天然広葉樹林の施業方法等】

施業時期	施 業 方 法
初 回	初めて複層林改良を行う林分は、極端に立木密度が高く、目標林形の想定も困難と思われるため、次回につなげるための選木を主目的とする。 伐採率の基準は、立木本数の30%以上とするが、立木密度の多少により伐採率を補正する。
2回目以降	有用樹種をはっきりさせ、成長度合いを見極めながら、残存木の成長を促すためのいわゆる間伐を主目的とする。 実施時期の目安は、前回の改良から5年以上の間隔をおいて、樹冠が再びうっ閉したのを見計らって行う。 採率率の基準は、立木本数の30%以上とするが、自然保護の観点から、必要以上に下層木や下草を除去しないように心掛ける。

4 天然広葉樹林における作業種別の標準的方法

実施に当たっては、「育成複層林改良の手引き」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植栽の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて、実施時期及び方法を定め実施する。

【作業種別の標準的な方法】

施業時期	作業種	実 施 方 法
初回及び2回目以降 (共通)	不用木の除去	有用樹種以外については、原則として全て伐採する。 有用樹種の成長を阻害するシダ類、ササ類、ツル性植物等も除去する。
	不良木の淘汰	有用樹種であっても、形質不良木は全て除去する。ただし、立木間隔が狭い場合は形質の良い木でもあっても適宜伐採し、逆に形質が悪い木や目的外の樹種であっても、それを除去することによって林内に大きな空間を生じる恐れがある場合は、伐らずに残す。 有用樹種の中には樹高の低い樹種(シャリンバイなど)や成長の遅い樹種(イヌマキ、モッコク、イスノキなど)があることから、不良木として取り扱わないように注意する。

5 その他必要な事項

間伐が十分に実施されていない森林については、台風等の風害防止に留意し、弱度の間伐を繰り返し実施することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、次のとおりとする。

なお、保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行うこととする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な森林整備を推進するため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種			
	リュウキュウマツ	スギ	その他針葉樹	その他広葉樹
全域	40年	45年	50年	40年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林の区域を定めるものとする。

林

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防火保安林や国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林の区域を定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健、レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等の区域を定めるものとする。

イ 施業の方法

次の①から③に掲げる森林の施業の方法として以下のとおり定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業とする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

施業の方法として、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業とする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

施業の方法として、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業とする。

複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

また、上記①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能

の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を以下のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、上記①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種			
	リュウキュウマツ	スギ	その他針葉樹	その他広葉樹
全域	60年	70年	80年	60年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林¹⁾の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を下表に定めるものとする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

別表 1

区域	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(名瀬) 2~4,6~8,19~36,40~46,48~51,56~64,70~74,77~80,82~86,88~104,107~	6,483.14

	110,112~117,119~122,128~131 (住用) 1~17,20~28,30~36,39~46,49~53,57 ,58,61,62,65,66~68,70 (笠利) 4~18, 20~45	4,727.21 2,704.29
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(名瀬) 37~39,44,47~49,50~52,55,59,64 (住用) 3,4,7,8,13,19,33,44,47,48,57,58,60, 61,67~69 (笠利) 11,12,17~21,23,24,28,29,43	543.64 653.05 83.96
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(笠利) 8,9,25,34,35,44,45	187.61
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(名瀬) 1,2,4,5,19,48,54,67,79~83,85,87,96 ,131 (住用) 4~7,9,10,12~15,22,29,31~33, 37~43,46,54~69	1,516.98 2,574.46
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(名瀬) 9~18,65,66,68,69,75,118,123~127	1,317.49

	(住用) 2,43,49,51,57	170.44
	(笠利) 2~6,14,28	293.62
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	(名瀬) 3,4,6~8,19~51,59~64,70~74,77~80,82~86,88~122,128~131	6208.03
	(住用) 1~17,20~24,26~28,30~36,39~46,49~53,57,58,61,62,65~70	5096.08
	(笠利) 5~13,15~18,20~45	2647.59
長伐期施業を推進すべき森林	(名瀬) 1,2,4,5,13,19,37~39,44,48~52,54,55,59,64,67,76,79,80,82,83	1407.93
	(住用) 3,4,7,8,13,19,33,44,47,48,55,58,60,61,67~69	654.84
	(笠利)	

		8,9,11,17~21,24,25,28,29,34,35,43,44,45	273.29
複層林 施業を推 進すべき 森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進 すべき森林	(名瀬) 79~81,85,87,89,96,131 (住用) 4~10,12~15,22,29,31~33,37~43,46,54~69	538.36 2374.96
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進 すべき森林		該当なし	

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林¹⁾の区域 及び当該区域内における施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複を可とし、公益的機能の発揮に支障がないよう施業方法を定める。

保安林及び自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に準じた施業を行う。

1) 木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林：木材の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林。

ア 区域の設定及び施業の方法については、下表により定める。

木材等生産機能維持増進森林	区 域 の 設 定		
	林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林などを区域として設定する。		
	施 業 の 方 法		
	施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。		

イ 具体的な区域や施業方法については、下表のとおりである。

木材生産機能維持増進森林	施業の方法	地区	森林の区域	面積 (ha)
	普通の施業	名瀬	9~18, 65, 66, 68, 69, 75, 118, 123~127	1,317.49
		住用	2, 43, 49, 51, 57	170.44
		笠利	2~6, 14, 28	293.62
		合計		1,781.55



皆伐直後の林分



萌芽更新中の林分

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、森林組合がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

(2) その他

1(1)の水源涵養機能維持増進森林における立木の伐採に当たっては、一度に

大面積で行うと、台風や乾燥による被害の拡大が懸念されることから、小面積に努めるとともに、保護樹林帯等を設けるなど、希少動物のすみかとなえさ場を遮断しないよう対策を取ることとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくに当たっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を図るため、本市と林業事業体等が連携して、森林経営に消極的な森林所有者に対し、森林施業や経営の委託に係る情報提供や普及啓発活動、あっせん等を積極的に行い、意欲ある林業事業体等への長期の委託を進めるとともに、委託を受けた林業事業体等による森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺森林について森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者が自らまたは林業事業体に委託を行うなどにより実行することができない場合は、森林経営管理制度の活用により、市町村が経営管理の委託を受け、森林環境譲与税を活用しつつ、森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

零細な森林所有者が大半を占める本市において、個人で森林施業や路網の維持管理等を計画的に実施することは困難であることから、施業の共同化を助長し、合理的な森林経営を推進する必要がある。

このようなことから、森林施業を計画的、効率的に行うため、奄美市・林業事

業体・森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、地域単位での森林施業の共同化を図っていくこととする。

また、同一区域内の森林経営計画の認定請求者間で森林施業や路網の整備等に関して、相互に連携、協力することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、林業事業体、森林所有者等の関係者が合意形成を図りながら、施業実施協定や森林経営計画の活用等により、森林施業の共同実施を計画的かつ効率的に行い、森林施業の実行を確保する。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、森林の機能・管理等の重要性についての普及啓発を図り、森林施業の共同化への参画意欲の拡大を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

路網については、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等にも資する面も有することから、計画的な整備が必要である。

一方、奄美群島特有の自然環境や地質等に配慮するため、木材生産に際しては自然環境になるべく負荷をかけない架線系を優先的に実施していることから、路網の整備もこの架線集材に対応した整備を行うものとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

一般的に、低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図るには、地形や地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の

経営方針，経営規模，木材加工業の状況等を勘案しつつ，路網と林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入する必要があるとされている。しながら，奄美群島はその特有の自然環境や地質等に配慮するため，極力架線系システムによる森林施業を実施するものとする。

参考に，作業システムの効果的な運用に必要な路網密度の水準の目安を下表に示す。このうち，路網密度の水準については，木材搬出予定箇所に適用することとし，尾根，溪流，天然林等の除地には適用しないこととなっている。

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系作業システム	25～40	50～160	75～200
	架線系作業システム	25～40	0～35	25～75
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系作業システム	15～25	0～25	15～50
	架線系作業システム			
急傾斜・急峻地 (30° ～)	車両系作業システム	5～15		5～15
	架線系作業システム			

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路網や計画路線の配置状況，施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して，効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定する。

なお，計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については，設定の計画はない。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網については，原則として，不特定多数の者が利用する一般車両の走行を想定した「林道」及び特定の者が森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。

林業専用道の整備にあたっては，安全の確保，土壌の保全等を図るため地形，地質の面から十分な検討を行い，規格・構造の簡素化を旨として，概ね30度以下の斜面に開設することを基本に，できるだけ地形に沿うものとする。なお，詳細については，「適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程」（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知），「林業専用道作設指針」（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）を基本とし，「鹿児島県林業専用道作設指針」（平成23年4月鹿児島県環境林務部作成）に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について，別表1のとおりとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる事項

細部路網については、原則として、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えうるよう丈夫で簡易な構造とするが、奄美大島では自然環境になるべく負荷をかけない架線系を優先的に実施していることから、森林作業道の整備もこの架線集材に対応した必要最低限の整備を行うものとする。

なお、詳細については、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本とし、「鹿児島県森林作業道作設指針」（平成 23 年 3 月鹿児島県環境林務部作成）に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき、継続的に森林作業道が利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業の担い手の育成については、本市においても地域の活性化や適正な森林整備の推進を図る上で重要な課題である。

緑の雇用等をはじめとする担い手の育成に向けた国・県・市などの各搬の取組により、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。

このため、本市と林業事業体等の関係者が連携しながら、引き続き、林業労働者・林業後継者の育成に努めるとともに、雇用の場である林業事業体についての体質強化に向けた取組を積極的に推進する。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業事業体への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により雇用の安定化，長期化を図るとともに，各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。

また，林業労働者に対する各種研修会，林業技術講習会等の受講を促進し，技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに，各種資格取得のための支援を行う。

イ 林業後継者の育成

後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図る。

また，森林所有者や一般市民等を対象に行う林業体験等への取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割，魅力等について積極的に紹介していく。

さらに，各種林業補助施策の導入について積極的に検討し，林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図る。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市管内では，これまで関係機関等が一体となって，事業体の経営の合理化，体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも，施業の集約化等による事業量の確保，生産性の向上につながる林業架線技術の向上を図りながら，林業事業体の経営基盤の強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上，労働強度の軽減及び生産コストの低下及び自然環境に配慮した森林施業を図るためには林業架線集材機の導入が不可欠であり，傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した林業架線技術の向上が重要な課題であることから，林業労働力確保支援センターの活用及び現地における検討会，先進地研修における研修等を開催し，林業架線技術者の養成を行う。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画については，該当がない。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣による森林被害がないことから、設定しない。

(2) 鳥獣害の防止の方法

特になし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の保護等については、適切な森林整備等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害等の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。

また、森林病虫害等の被害の早期発見及び早期駆除に努めるとともに、特に松くい虫の被害については被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進するとともに、地域住民に対する普及活動を積極的に行い、地域一体となった健全な森林育成に努める。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、地元行政機関、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害又は鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害を受けた場合は、奄美市鳥獣被害防止計画（平成28年4月策定）等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図るとともに、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、野生鳥獣との共存を図る観点からも、自然条件を踏まえながら、伐採跡地への広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹の混交林化などの森林整備を促進するとともに、林業採算性の低い森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、林野火災防止の普及啓発並びに森林法等に基づく制限林の巡視を重点的に行うとともに、保護標識等の整備を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「奄美市火入れに関する条例（平成18年3月20日条例第170号）」によるものとする。

5 その他必要な事項

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

なお、保健機能森林の区域については、該当がない。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

特になし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

特になし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するとともに、民有林の約5割以上が作成されるように促進に努めるものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第6の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び

IIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域については、次のとおり定めるものとする。

区域名		林 班	区域面積 (ha)	区域名		林 班	区域面積 (ha)
旧名瀬市	大 熊	1 ～ 25	1,718	旧住用村	山 間	1 ～ 14	2,119
	仲 勝	26 ～ 46	1,370		新 村	15 ～ 23	1,293
	名 瀬	47 ～ 56	726		役 勝	24 ～ 37	1,709
	小 宿	57 ～ 69	863		神 屋	38 ～ 57	2,543
	根瀬部	70 ～ 84	1,533		東 城	58 ～ 70	1,507
	朝 戸	86 ～ 96 112～116	1,678				
	西仲勝	97 ～111	1,016				
	崎 原	117～129	894				

2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からの UJI ターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山村

地域の定住を促進することとするが、現在のところ該当する施設はない。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

市内の小・中学生をはじめとする青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森林づくりへの直接参加を推進する。

市有林や地区有林等で開催する植樹活動について、ボランティア活動を呼びかけることにより森林整備についての普及啓発を図る。

さらに、市のイベント開催等において、関係者が一体となって、森林・林業・木材に関するPRを行い、イベント等に訪れる人々に森林整備について理解を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
知名瀬地区	複層林改良	1.0ha	

7 その他必要な事項

(1) 市土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

過去に山地災害のあった森林及び危険箇所等については、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、谷止や土留等の治山施設の設置を推進する。

また、水源地上流の森林についての伐採は、萌芽更新を前提において最小限にとどめるよう努めることとする。

(2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

住民参加による広葉樹の森林づくりを計画している森林については、地区住民を中心に一体となった環境の保全整備に努める。

(3) 公有林の整備に関する事項

本市は現在、広葉樹林を中心に 6,043ha の森林を所有しており、森林組合等の林業事業体に保育・間伐等の作業を委託して実施している。

市有林は、市の財産であるとともに、民有林全体の展示林としての役割も有している。今後も適期に適切な森林施業を実施し、森林施業の模範となるよう整備を図っていく。

(4) 制限に従った森林施業の方法

保安林，その他法令により施業について制限を受けている森林においては，当該制限に従って森林施業を実施するものとする。

◎ 付属資料

別紙 1

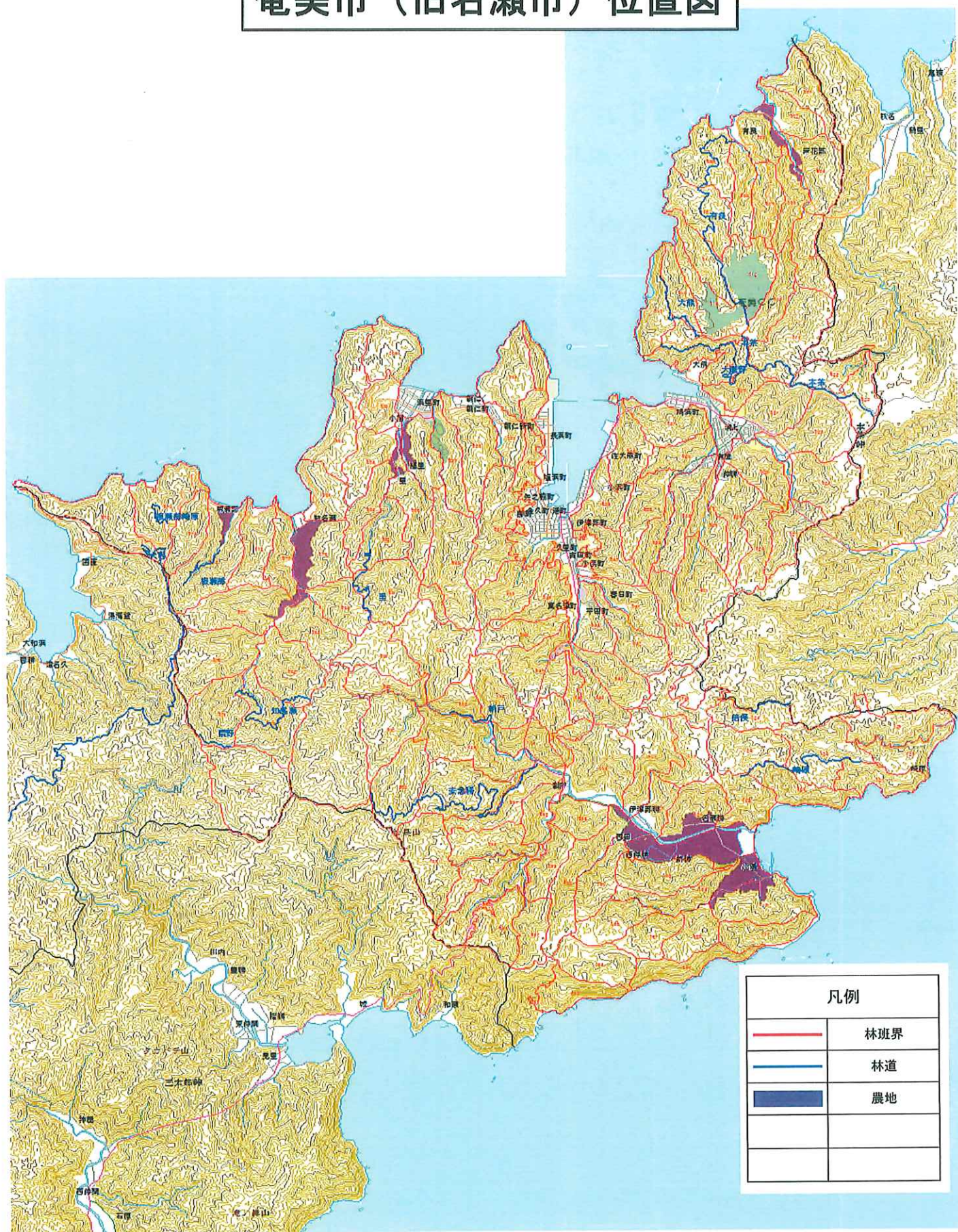
市町村森林整備計画概要図

- ① 市町村界
- ② 旧市町村界
- ③ 土地利用（国有林，民有林（うち公有林），農地）
- ④ 森林資源状況（人工林，天然林）
- ⑤ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林
- ⑥ 公益的機能別施業森林等
 - ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ⑦ 保健機能森林区域
- ⑧ 保安林・他法令による地区指定
- ⑨ 路網整備等推進区域
- ⑩ 基幹路網
 - ・林道（開設予定線，既設）
 - ・林業専用道（開設予定線，既設）
- ⑪ 公道
 - ・国県道，市町村道等
- ⑫ 計画期間内に開設を実施する必要がある森林
- ⑬ その他必要な事項

別紙 2

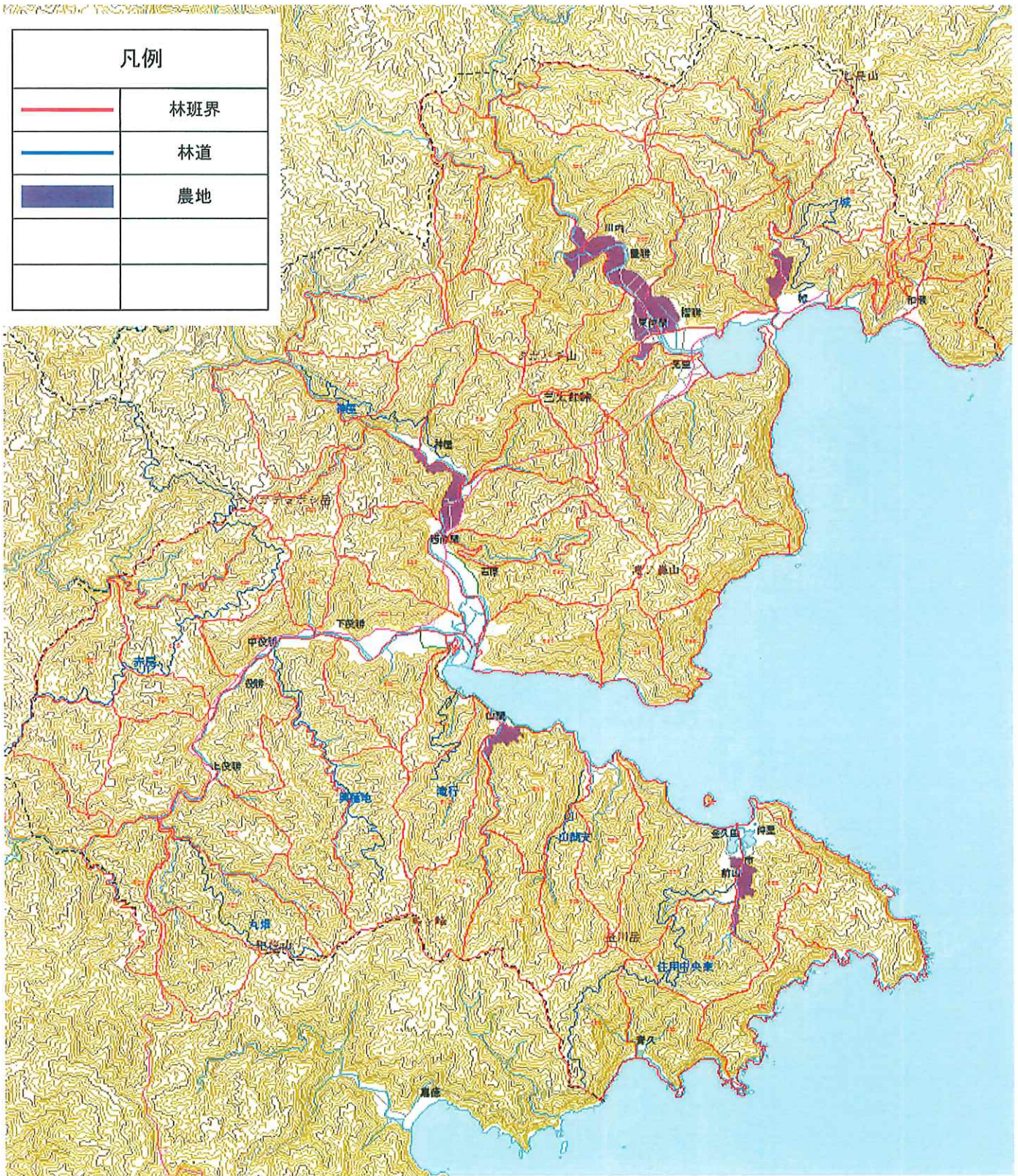
参考資料（統計等の付属資料）

奄美市（旧名瀬市）位置図

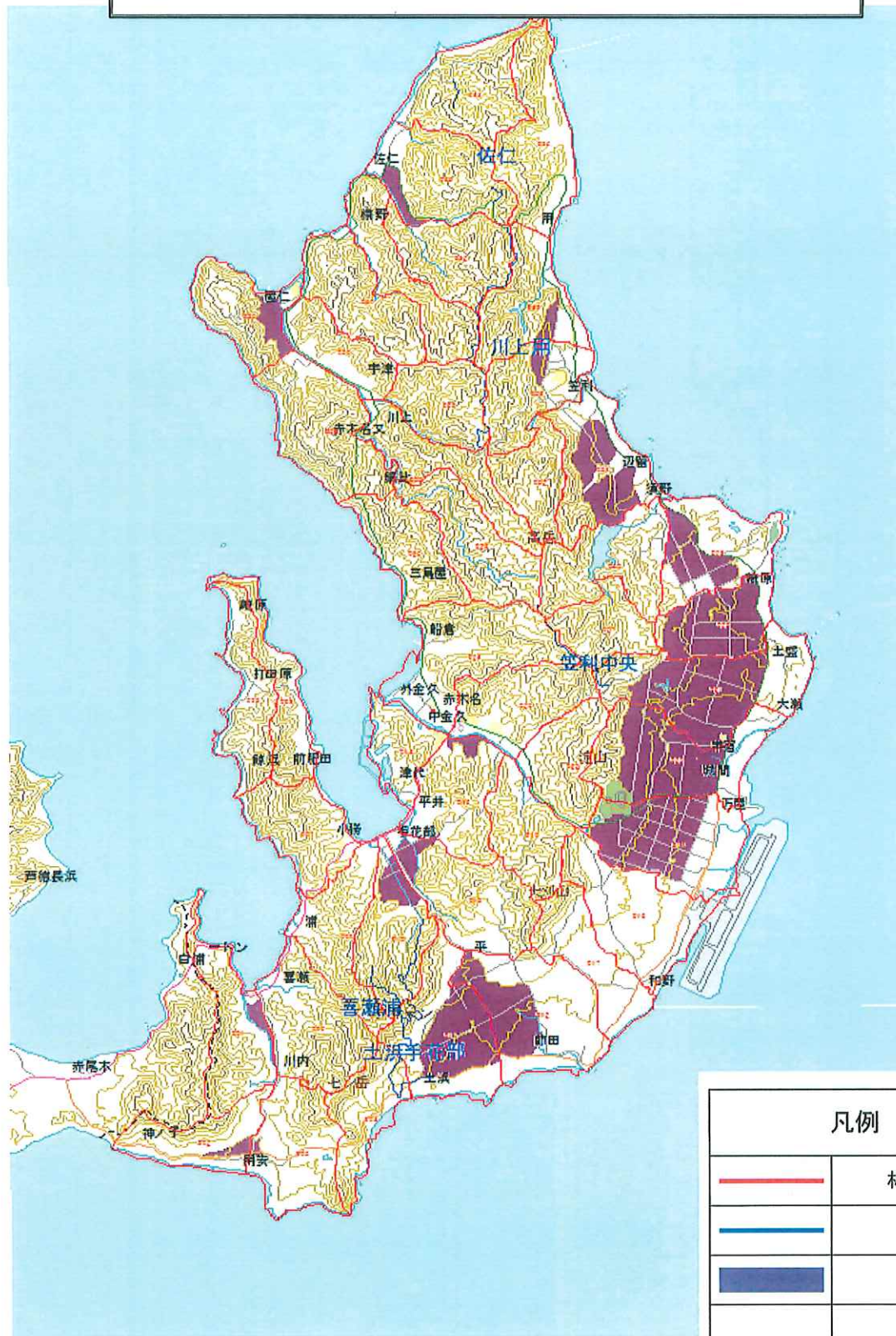


奄美市（旧住用村）位置図

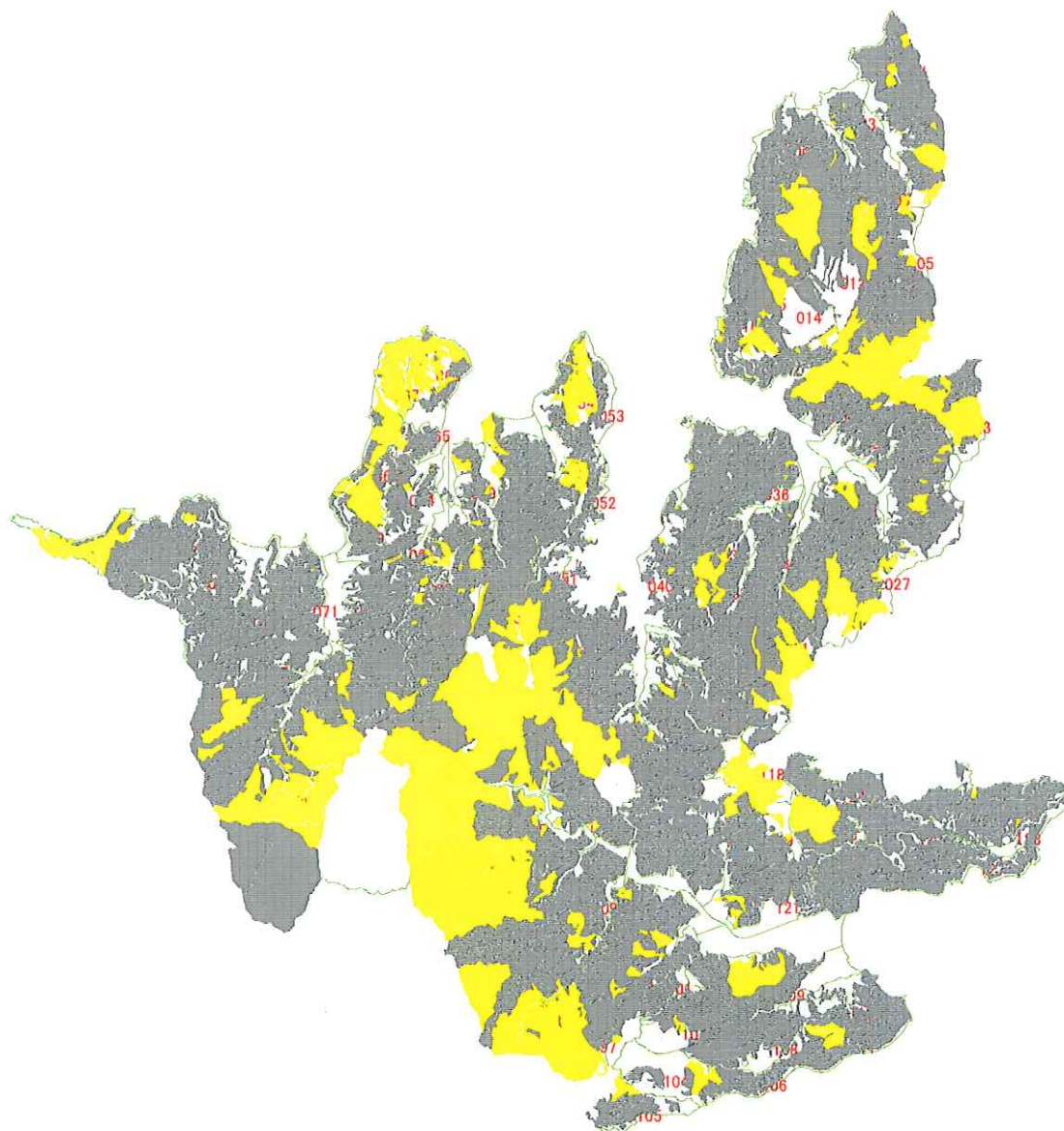
凡例	
	林班界
	林道
	農地



奄美市（旧笠利町）位置図

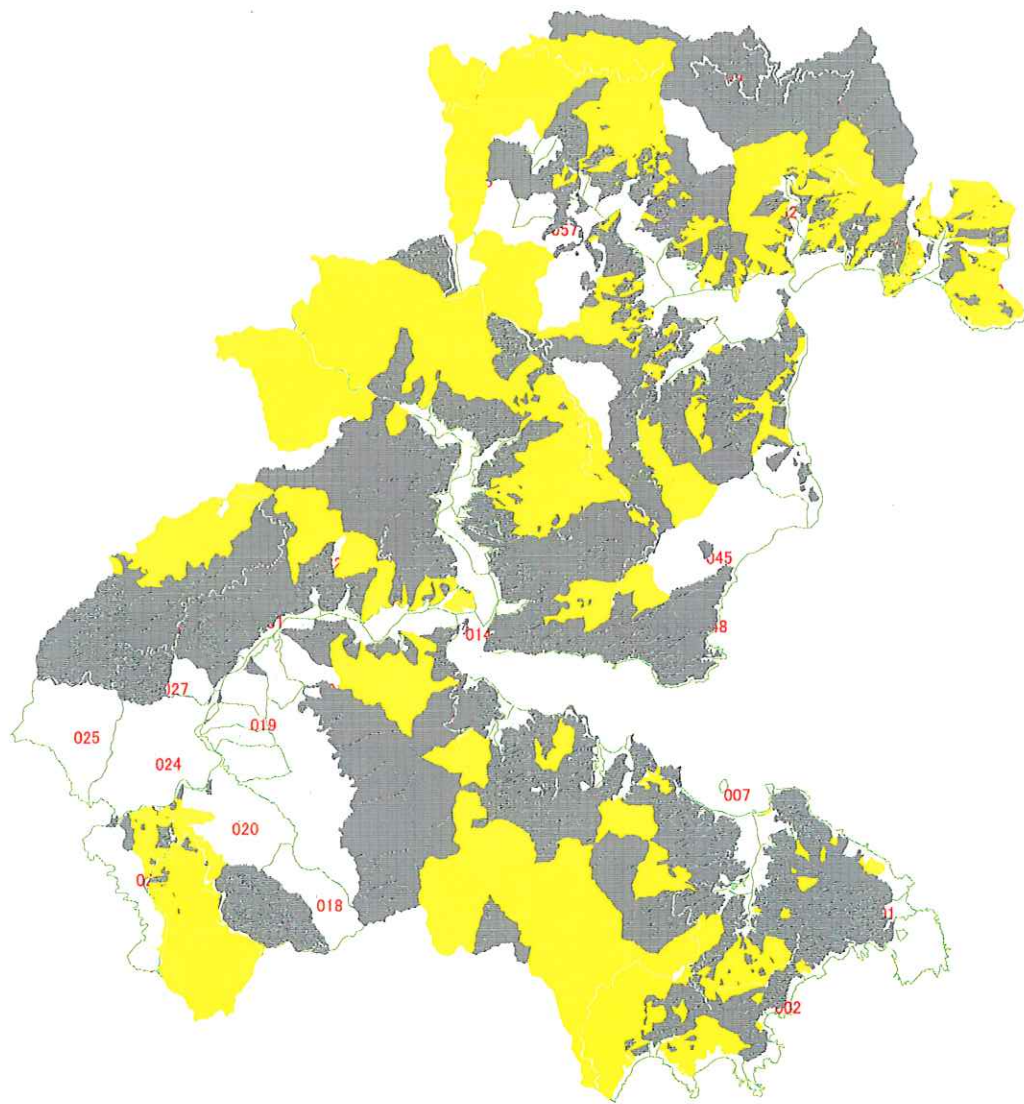


奄美市（旧名瀬市）森林整備計画関係図
（民有林・うち公有林）



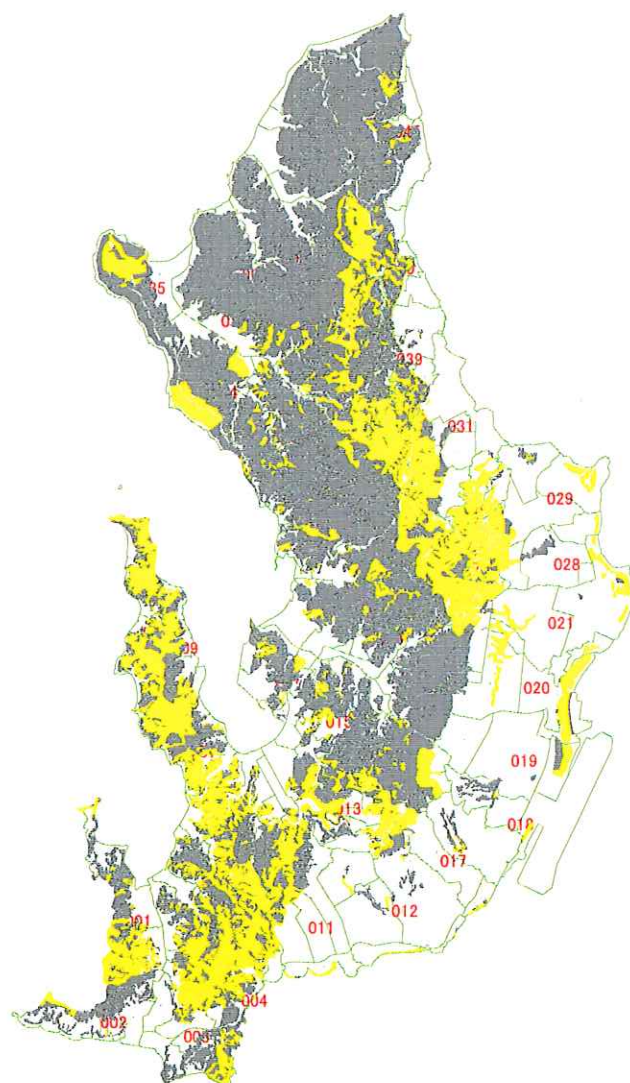
凡 例	
民有林	
うち公有林	

奄美市（旧住用村）森林整備計画関係図
（民有林・うち公有林）



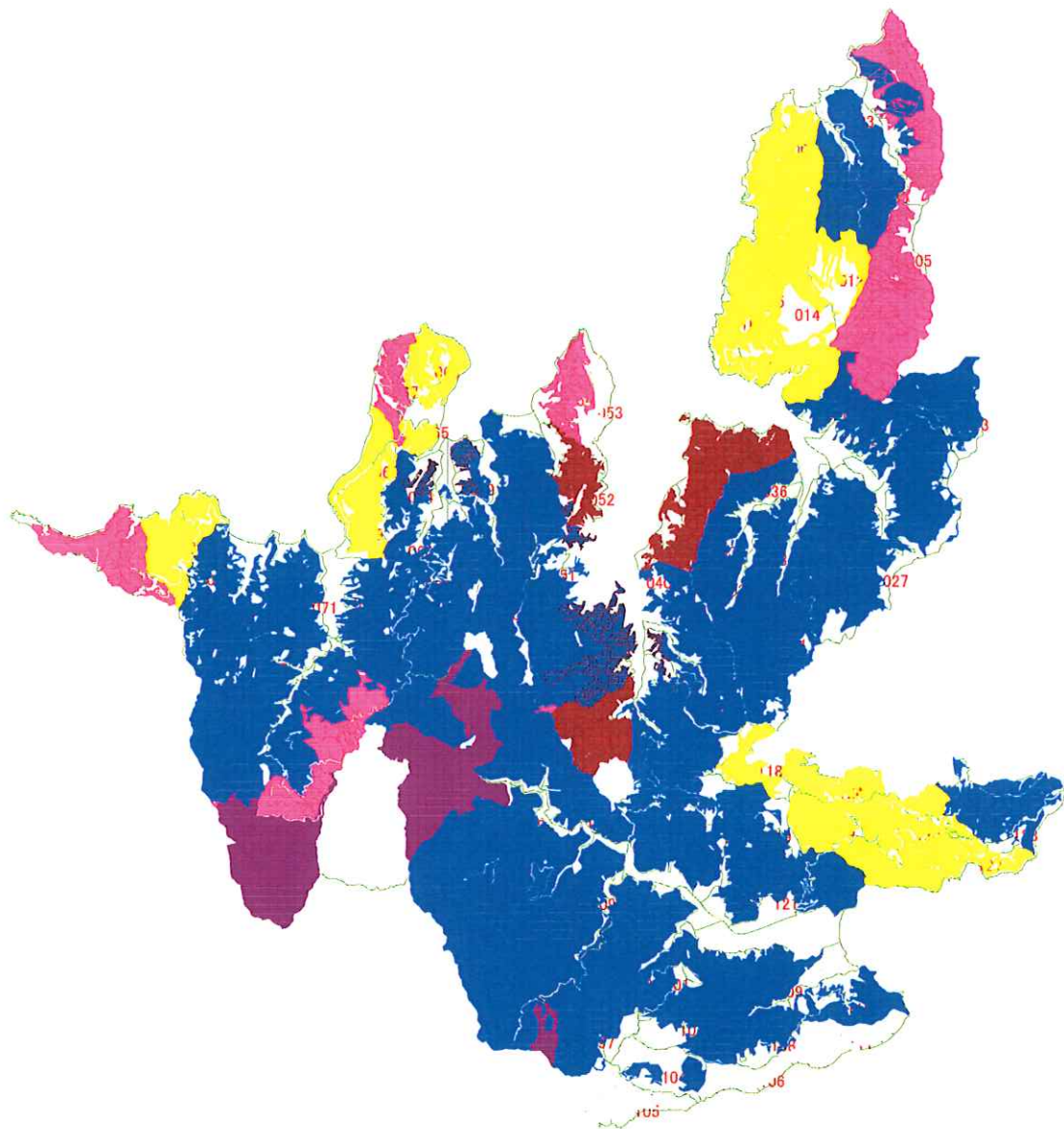
凡 例	
民有林	
うち公有林	

奄美市（旧笠利町）森林整備計画関係図
（民有林・うち公有林）



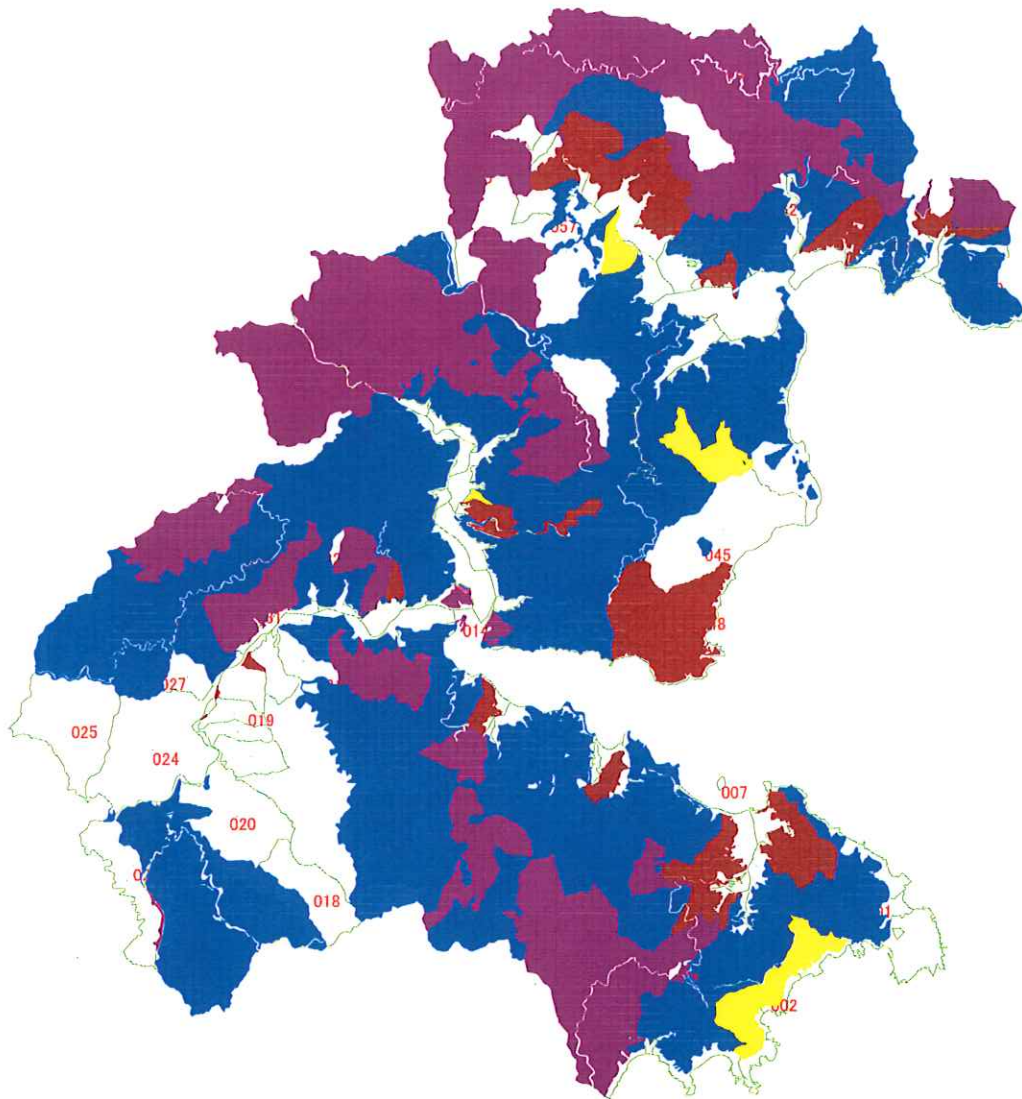
凡 例	
民有林	
うち公有林	

奄美市（旧名瀬市）森林整備計画関係図
（公益的機能別施業森林等）



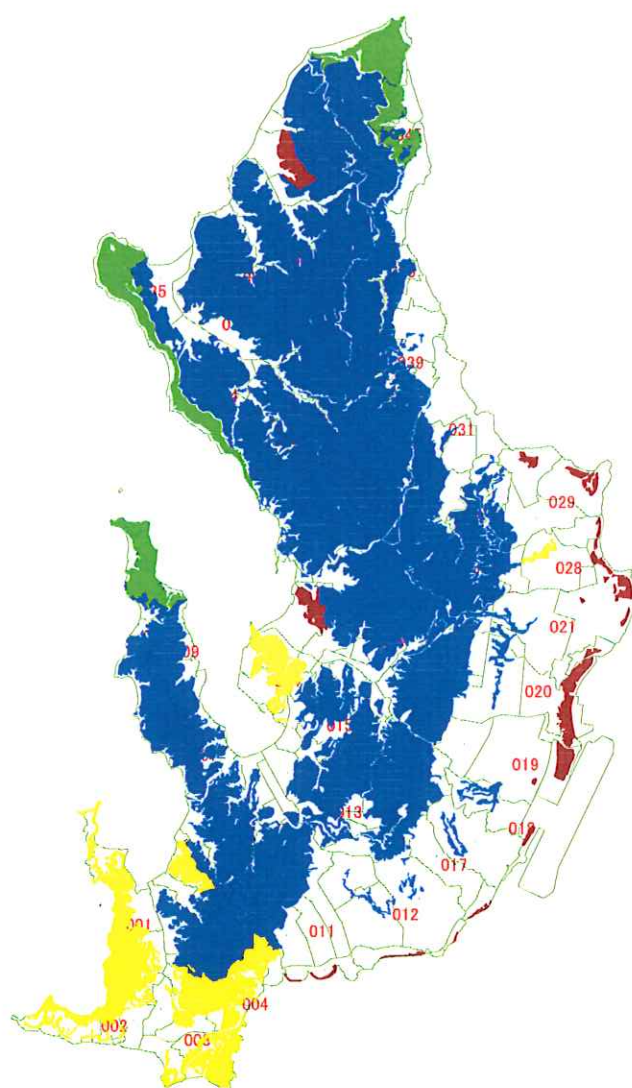
凡 例	
水源涵養	Blue
水源涵養＋保健機能（生物多様性含まない）	Pink
水源涵養＋山地災害	Brown
山地災害	Brown
保健機能（生物多様性含まない）	Purple
保健機能（生物多様性含む）	Purple
木材生産	Yellow
白地ゾーン	White

奄美市（旧住用村）森林整備計画関係図
（公益的機能別施業森林等）



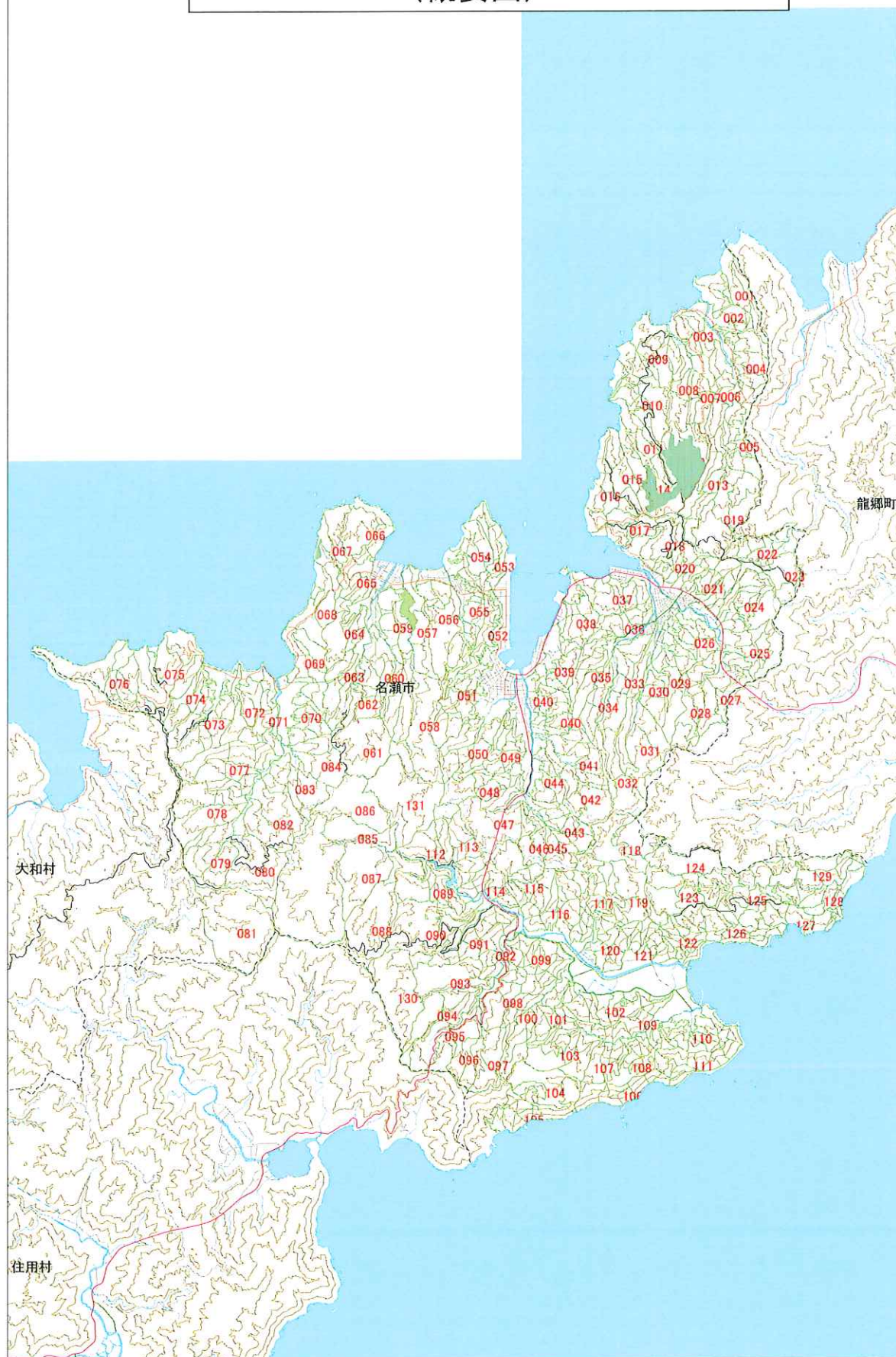
凡 例	
水源涵養	
山地災害	
保健機能（生物多様性含まない）	
保健機能（生物多様性含む）	
木材生産	
白地ゾーン	

奄美市（旧笠利町）森林整備計画関係図
（公益的機能別施業森林等）



凡 例	
水源涵養	■
山地災害	■
快適環境	■
木材生産	■

奄美市（旧名瀬市）森林整備計画関係図 （概要図）



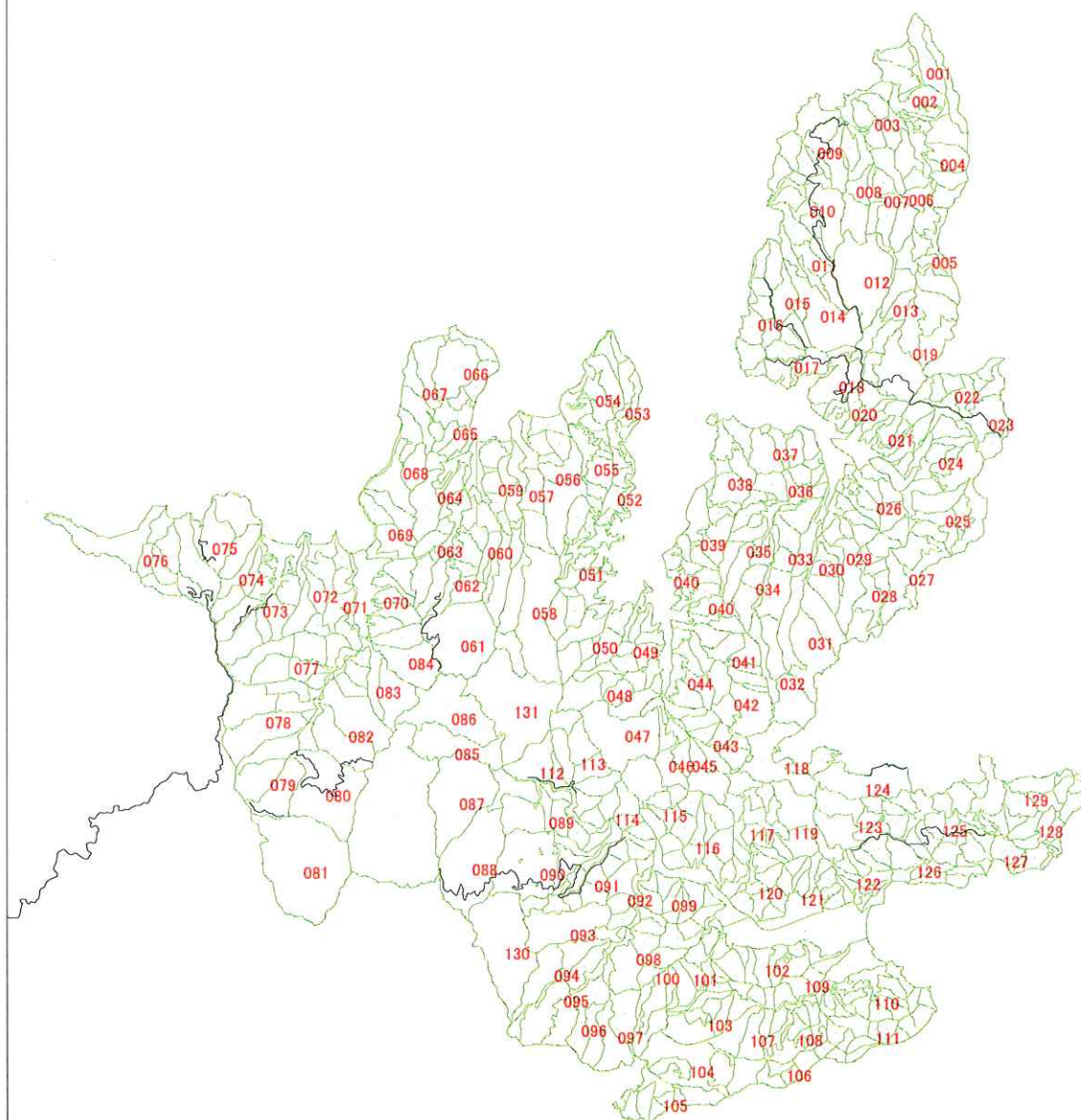
奄美市（旧住用村）森林整備計画関係図
（概要図）



奄美市（旧笠利町）森林整備計画関係図
（概要図）

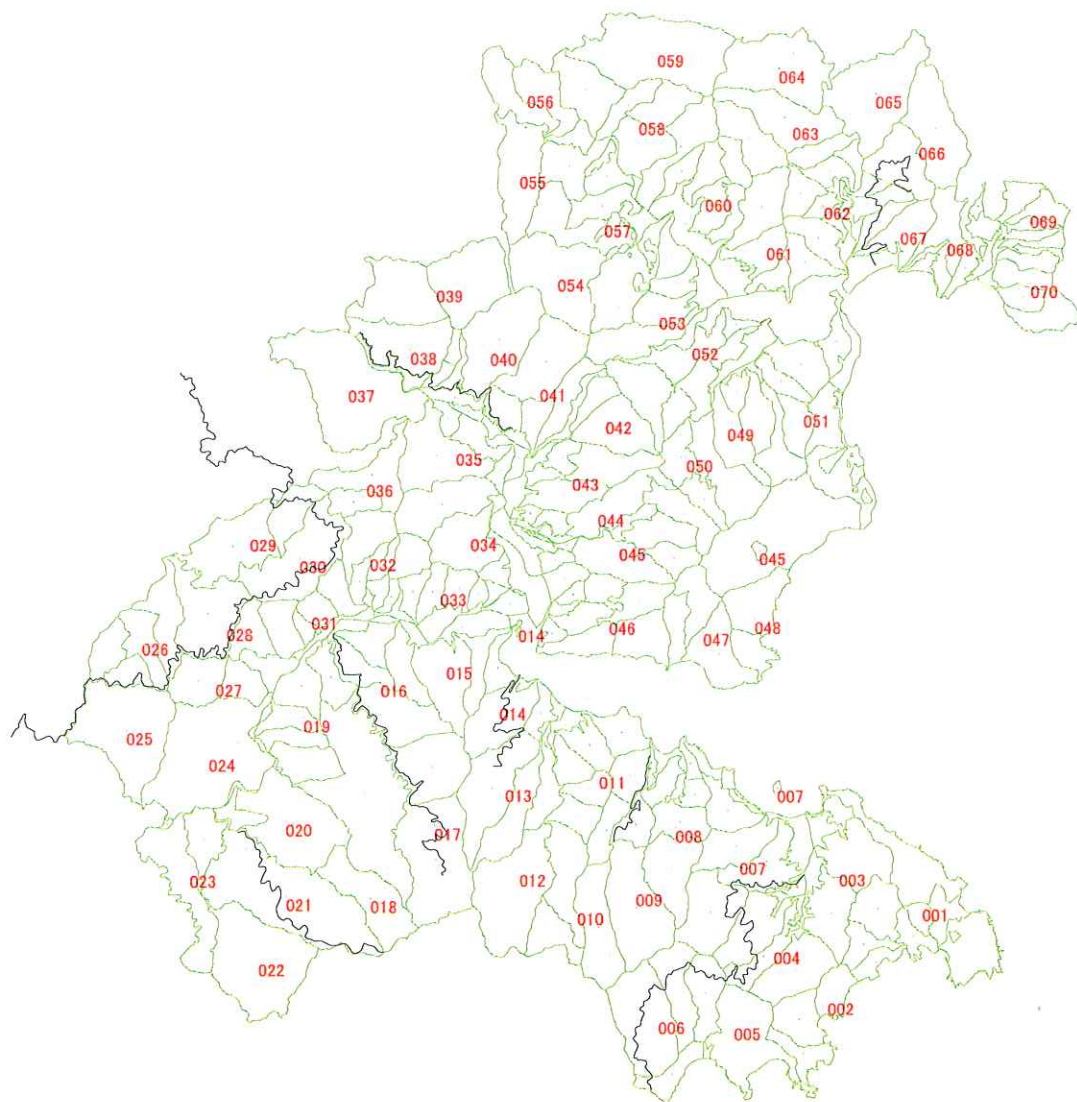


奄美市（旧名瀬市）森林整備計画関係図
（基幹路網図：林道）



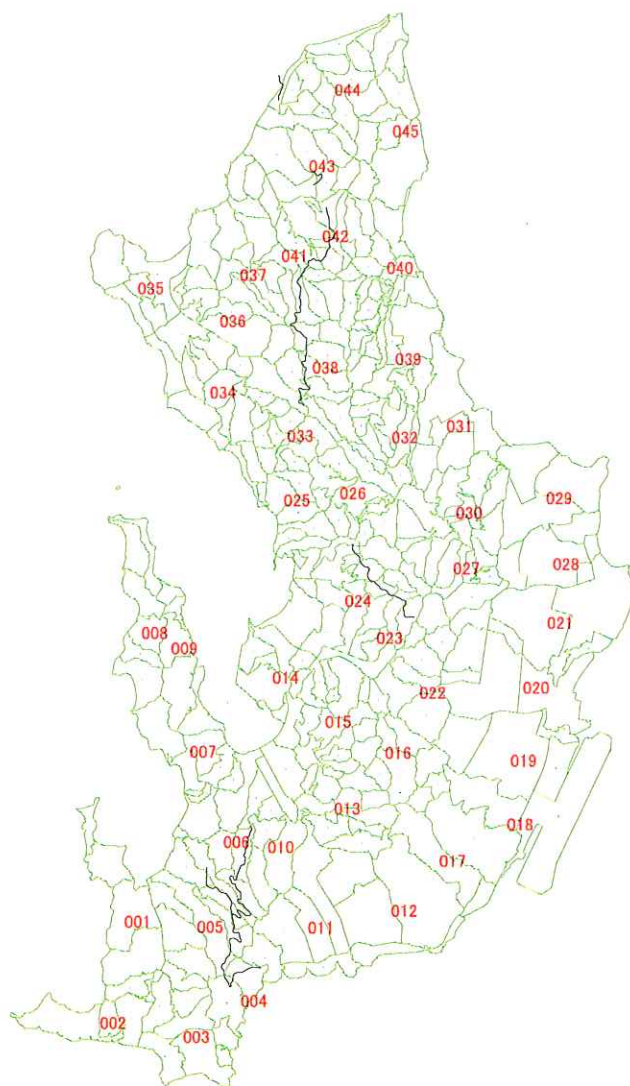
凡 例	
林道（既設）	——

奄美市（旧住用村）森林整備計画関係図
（基幹路網図：林道）



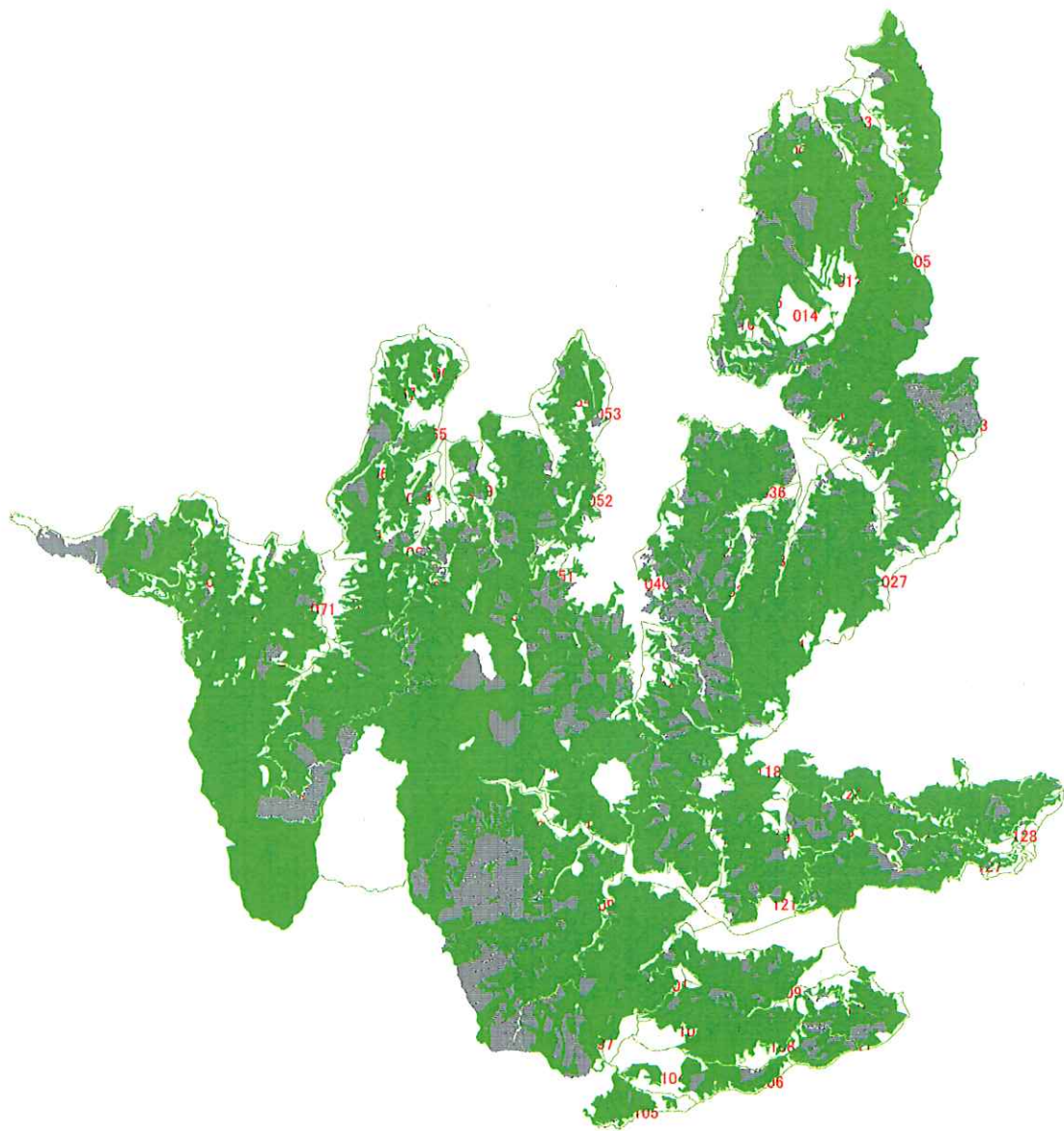
凡 例	
林道（既設）	——

奄美市（旧笠利町）森林整備計画関係図
（基幹路網図：林道）



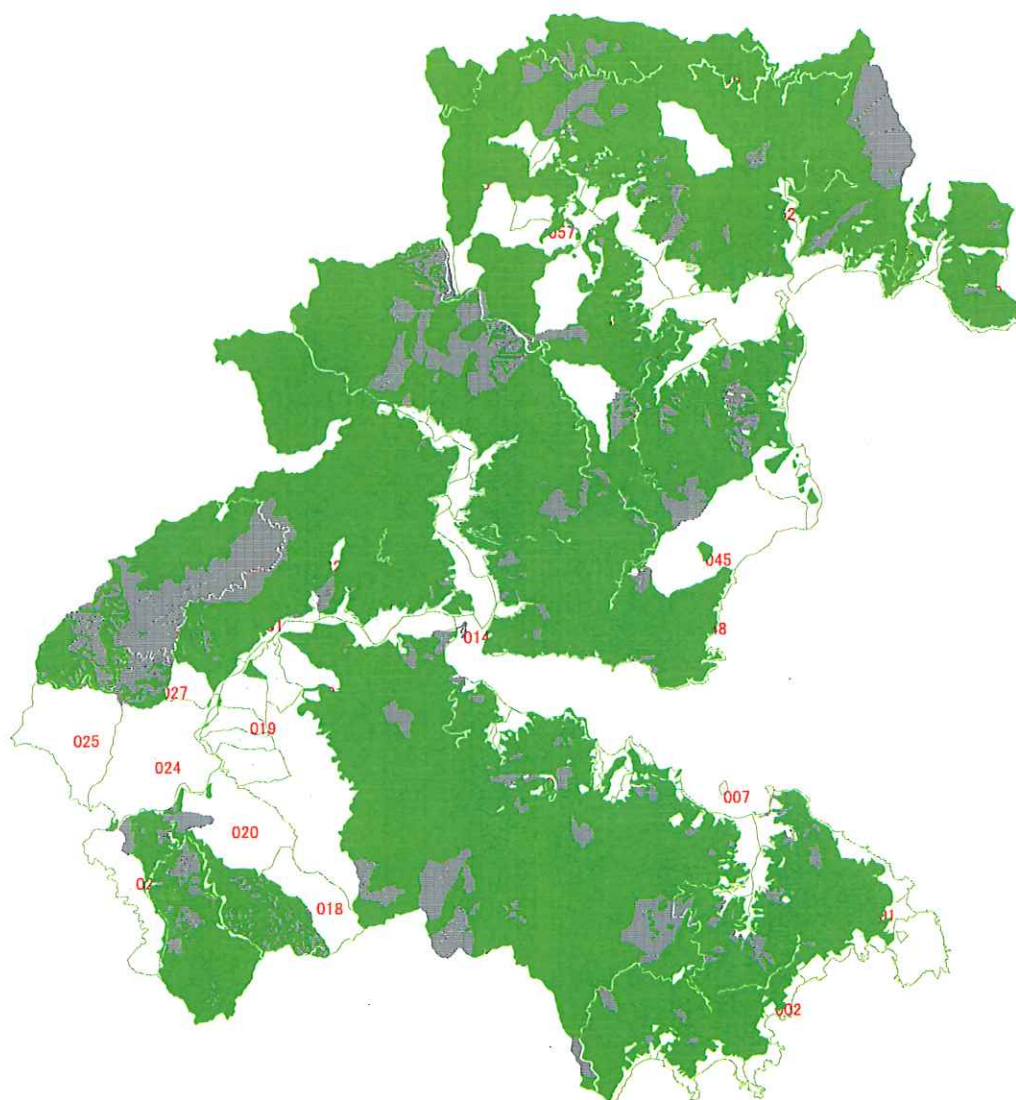
凡 例	
林道（既設）	——

奄美市（旧名瀬市）森林整備計画関係図
（人工林・天然林別）



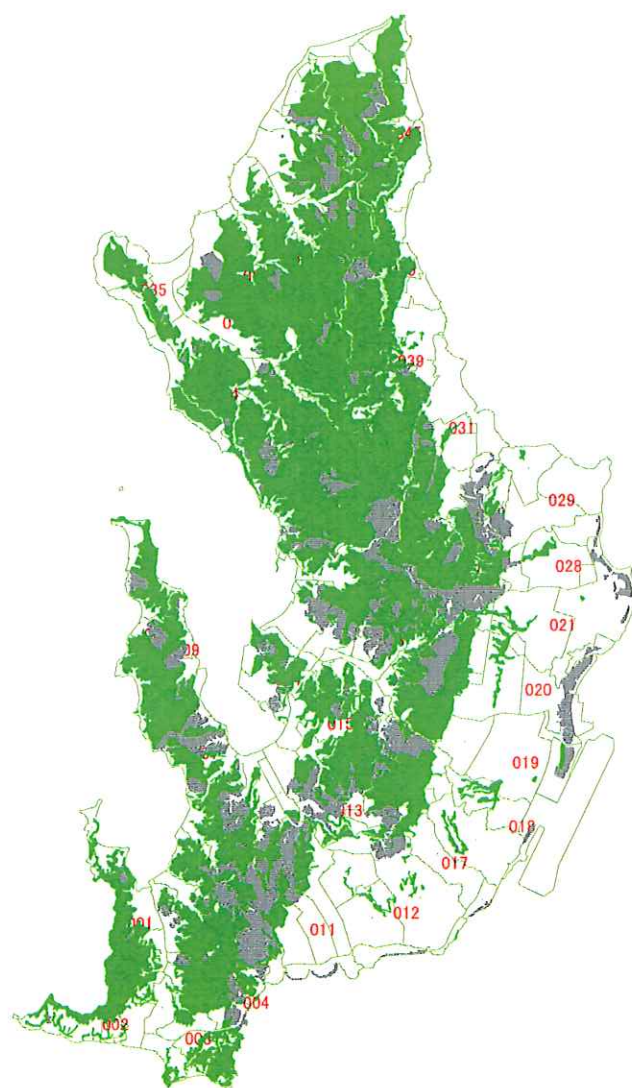
凡 例	
人工林	
天然林	

奄美市（旧住用村）森林整備計画関係図
（人工林・天然林別）



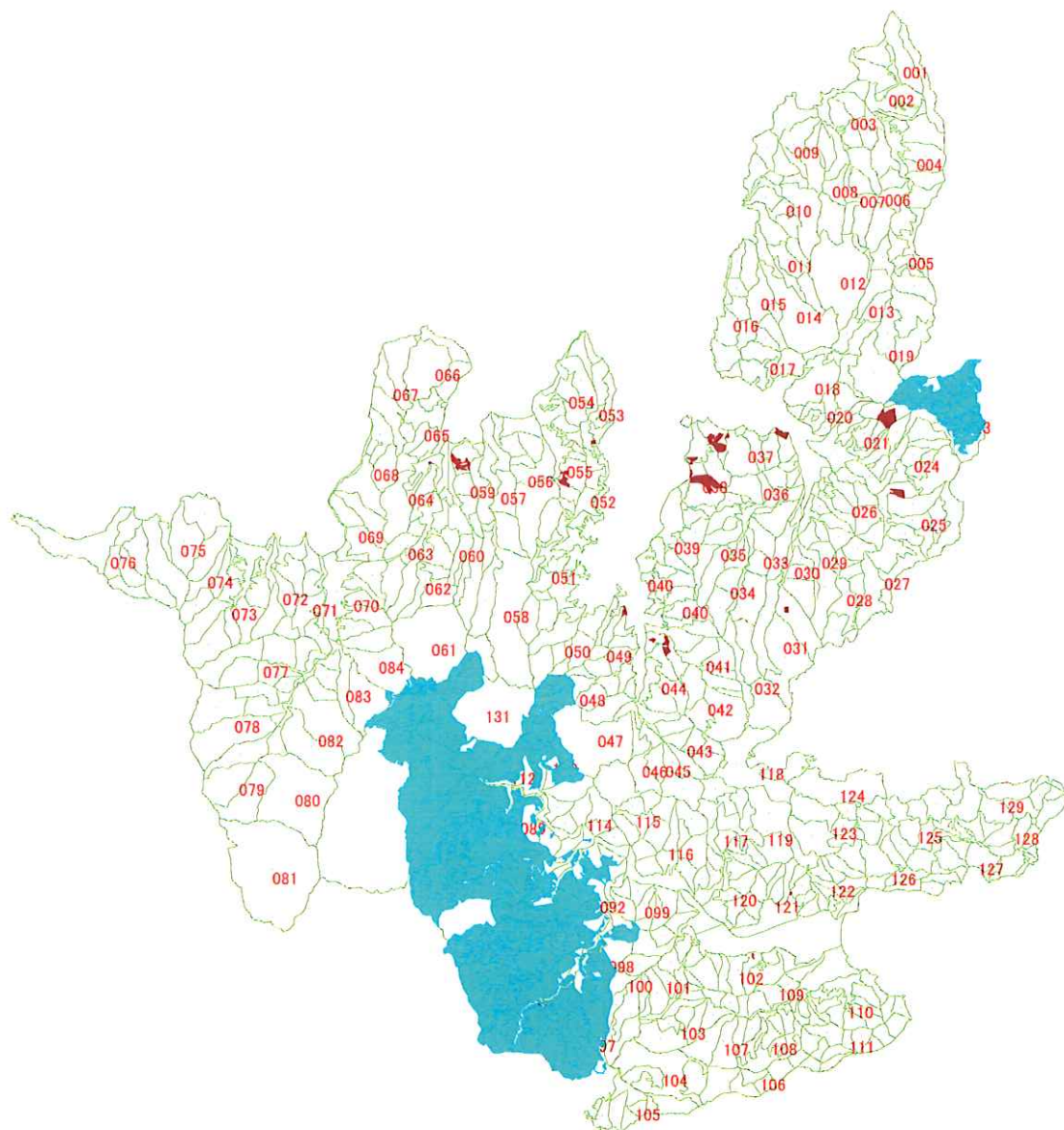
凡 例	
人工林	
天然林	

奄美市（旧笠利町）森林整備計画関係図
（人工林・天然林別）



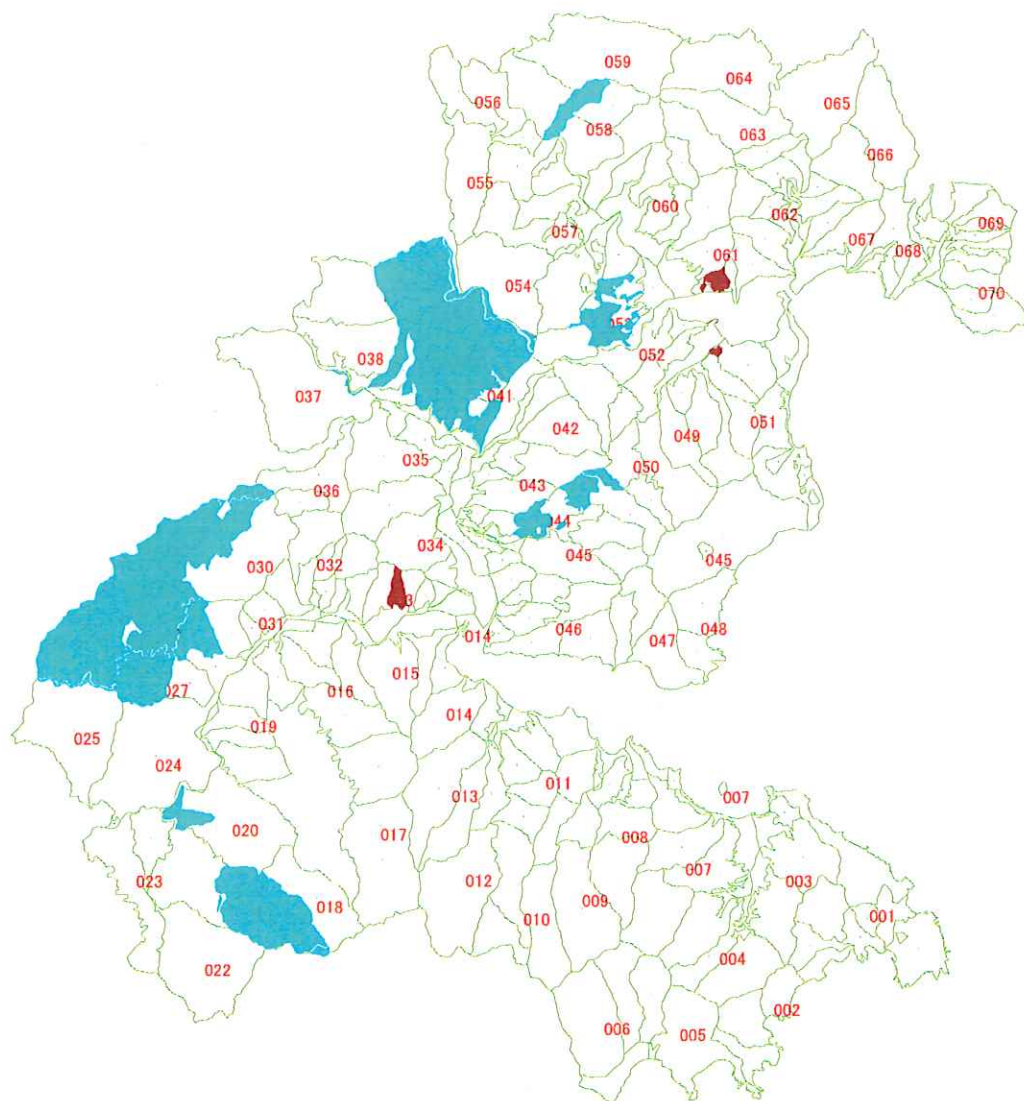
凡 例	
人工林	
天然林	

奄美市（旧名瀬市）森林整備計画関係図 （保安林別）



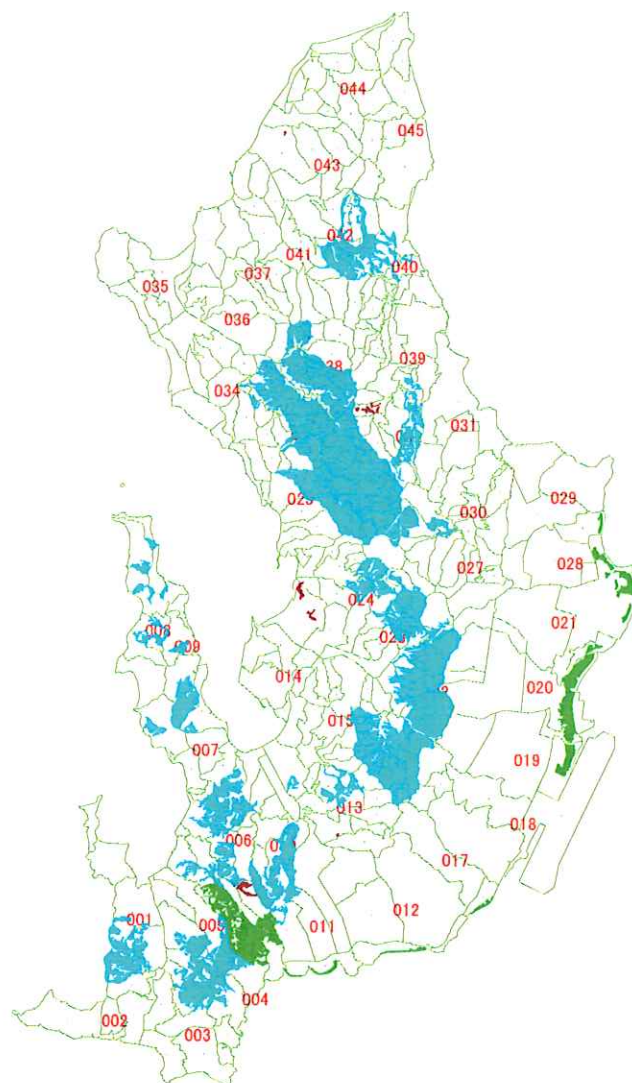
凡 例	
水源涵養保安林	
土砂崩壊防備・土砂流出防備	

奄美市（旧住用村）森林整備計画関係図
（保安林別）



凡 例	
水源涵養保安林	
土砂崩壊防備・土砂流出防備	

奄美市（旧笠利町）森林整備計画関係図 （保安林別）



凡 例	
水源涵養保安林	
土砂崩壊防備・土砂流出防備	
その他保安林（干害・飛砂）	